

首席指示第 37 号  
令和 7 年 8 月 18 日

札幌拘置支所首席矯正処遇官

経理係受刑者の入浴実施要領について

標記について、下記のとおり定め、本日から施行するので承知されたい。

なお、令和 4 年 6 月 29 日付け本職指示第 30 号「経理係受刑者の入浴実施要領について」は廃止する。

記

1 入浴対象者

- (1) 経理工場就業者
- (2) 各居室棟衛生係就業者

2 入浴場所

- (1) ██████████ に設置された入浴場  
上記 1 (1) の対象者
- (2) 各就業居室棟に設置された入浴場  
上記 1 (2) の対象者

3 入浴実施日

別途、定める各月の「運動・入浴予定表」のとおり実施する。

4 汚染入浴実施日等

- (1) 経理工場（炊事係）就業者  
入浴該当日以外の就業日に実施するが、代休者は実施しない。
- (2) 各居室棟衛生係就業者  
入浴該当日以外の就業日に実施する。  
なお、休庁日又は矯正指導日において、配食作業のみに従事した場合は、実施しない。

5 入浴時間

- (1) 入浴日  
15 分間とする。
- (2) 汚染入浴日  
10 分間とし、シャンプー及び石けんの使用は認めるが、ひげそりは実

施させないものとする。

## 6 実施方法

- (1) 入浴該当日において作業終了時の適宜の時間に、順次、入浴を実施すること。
- (2) 共同入浴場における 1 回の入浴人員は 10 名以内とし、けんか、不正授受及び不正交談等の反則行為について、厳に取り締まり適宜指導を行うこと。
  - ア 担当職員等は、被収容者がやけど及び転倒等で負傷しないよう、湯水の温度の事前確認や床面の状況を確認するなど必要な確認又は指導を行うこと。
  - イ 担当職員等は、入浴実施状況等を工場等日誌に記録すること。

## 7 その他

- (1) 入浴時の注意事項等を入浴場又は脱衣場に掲示し、入浴開始前にあらかじめ被収容者に周知させるものとする。
- (2) 入浴場及び脱衣場の清掃及び消毒は、各階衛生係及び図書・内掃係において行わせる。
- (3) 夏季処遇期間等におけるシャワー浴等は別に定める方法によるものとする。
- (4) 担当職員等は、節水に努めさせ、必要以上にカランやシャワーヘッドから湯水を流したままにしたり、浴槽から湯があふれかえるような給湯を行わせないようにすること。